

土木建設事業者支援金

事業概要

新型コロナウイルス感染症禍において、燃油価格高騰により影響を受けている重機やトラックなど大型の土木建設機械を有する土木建設事業者に対し、経費の一部を支援することで、燃料費負担の軽減を図ることを目的として支援します。

対象事業者

羽幌町内に本社又は営業所等を設置し、令和4年10月1日時点及び申請日時点において事業を営み、かつ引き続き事業を継続する意思のある事業者で建設業許可を受けている又はそれに類する事業を行っているもの

支援内容

対象車両…令和4年4月1日～9月30日までの期間中、1月以上所有又は借り受けた原動機が搭載されている車両型(乗用型)の土木建設機械
※軽車両・普通乗用自動車(最大積載量2t未満)・除雪作業用機械については対象外
支援金額…1台につき5万円(上限20台100万円)

必要書類

- 支援金支給申請書兼請求書(別記様式第1号)
- 事業を営んでいることが確認できる書類の写し
例)建設業許可通知書、直近の確定申告書の写し 等
- 対象となる車両を証する書類の写し
例)車検証、リース契約書 等
- 誓約書

申請期限

令和4年12月30日まで(金)

提出先・お問合せ先

羽幌町商工観光課商工労働係
TEL 0164-68-7007(課直通)
mail s-roudou@town.haboro.lg.jp

